

公務災害・通勤災害

認定請求事務の手引

平成 2 9 年 4 月（改訂）

地方公務員災害補償基金京都府支部

は じ め に

地方公務員災害補償法が昭和42年に施行されて、49年が経過しましたが、この間、通勤災害補償制度の創設をはじめとして、補償の種類の増加、給付水準の改定など大幅な改善が図られました。

近年の社会情勢の変化や地方行政へのニーズの多様化に伴い、地方公務員の負傷や疾病の発生態様も複雑・多様化しております。地方公務員災害補償制度の改正とあわせ、当支部の業務も拡大し、かつ複雑化してまいりましたが、各任命権者をはじめ関係各位の御協力により、円滑な事務の運営が図られておりますことを、この機会をお借りいたしまして厚くお礼申し上げます。

一方、平成22年度からは、給付費の多い団体の負担金の額が増加する一方、給付費が少ない団体については負担金の額が軽減する「メリット制」が導入され、各団体では、職員の安全衛生管理はもとより、財政負担削減の観点からも、公務災害の未然防止に向けた取組みが一層求められております。

さて、当支部では、約46,000名の職員を対象に、迅速かつ公正な補償の実施に努めておりますが、不幸にして職員が、公務又は通勤により災害を被った場合には、どのような補償が、どのような手続で行われるか、任命権者、所属長及び事務担当者は十分理解し、被災職員又はその遺族に対して迅速かつ適切な指導を行う必要があります。

この「公務災害・通勤災害 認定請求事務の手引」では、補償制度の概要と、災害発生から認定請求までの事務処理について、出来る限りわかりやすく説明しております。事務担当者はもとより、職員の皆様にも活用していただければ幸いです。

なお、公務災害・通勤災害の認定後の各種補償の内容や手続については、当支部発行の「公務災害・通勤災害 補償のしおり」に記載しておりますので、参照いただきますようお願いいたします。

今後とも、迅速かつ公正な補償実施と災害の未然防止に努めてまいりたいと存じますので、皆様方の一層の御協力をお願いいたします。

平成29年4月

地方公務員災害補償基金京都府支部

事務長 足立 誠

目 次

第1部 公務災害補償制度の概要

第1	地方公務員災害補償制度の意義	1
第2	地方公務員災害補償基金とは	2
第3	地方公務員災害補償基金組織図	2
第4	災害補償制度の適用関係	3
第5	費用の負担	5
第6	補償及び福祉事業の種類と内容	6
1	補償の種類と内容	6
2	福祉事業の種類と内容	7
第7	補償請求権の時効	9
第8	不服審査制度	10
1	不服申立について	10
2	審査請求の対象となる処分	10
3	審査請求の方法	10
4	審査機関	11
5	訴えの提起	11
第9	公務災害補償制度における任命権者（所属長）の役割	12
第10	災害発生から補償実施までの事務の流れ	14

第2部 公務災害及び通勤災害の認定基準

第1	公務災害の認定基準	17
1	公務上の負傷の認定	17
2	公務上の疾病	20

3 公務上の障害又は死亡の認定	71
第2 通勤災害の認定基準	72

第3部 公務災害及び通勤災害の認定手続

第1 認定請求の事務の流れ	79
第2 認定請求書添付書類	80
第3 認定請求書等の記入要領	81
第4 認定請求書の具体的記載例	83
1 負傷の場合	84
2 腰痛症の場合	90
3 通勤災害の場合	98

第4部 第三者加害事案の取扱い

第1 加害者のある災害（第三者加害災害）	113
1 第三者とは	113
2 求償と免責の範囲	114
3 第三者加害災害における被災職員の権利関係	115
4 災害に遭ったときの措置	116
第2 第三者加害事案の認定請求等の留意事項	117
第3 第三者加害報告書等の具体的記載例	121

第5部 平均給与額の算定

第1 平均給与額とは	137
第2 平均給与額の算定の基礎となる給与の種類	137
第3 平均給与額の算定方法	137
第4 平均給与額算定書の具体的記載例	140

1	災害発生からの請求手続、補償内容等フロー図	148
2	公務災害・通勤災害認定請求書チェックシート	149
3	療養補償請求書チェックシート	150
4	交通事故に遭ったときは（公用車・通勤用自動車設置用）	151

凡 例

この手引の本文においては、次の略称を使用しています。

地方公務員災害補償法 → 法

地方公務員災害補償法施行規則 → 規則